

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人滋賀県建築士事務所協会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

(目的)

第3条 本会は、滋賀県において、建築士法(昭和25年法律第202号、以下同じ。)第27条の2に基づく団体として、建築士事務所の業務の適正な運営と健全な発展及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主の利益の保護を図り、もって建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に係る契約内容の適正化、その他建築主の利益の保護を図るために必要な建築士事務所の開設者に対して行う指導、勧告、その他の業務
- 二 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情を解決する業務
- 三 建築士法に基づく、建築士事務所の開設者に対する業務の運営に関する研修及び建築士事務所に所属する建築士に対する設計等の業務に関する研修業務
- 四 建築士法に基づき、滋賀県知事から指定を受けて行う建築士事務所の登録及び閲覧事務
- 五 建築士法に基づく、登録講習機関からの受託業務
- 六 建築士事務所の業務及び建築技術の進歩改善に関する調査研究並びにその促進業務
- 七 建築物耐震診断・耐震判定業務、耐震改修促進業務
- 八 建築設計、工事監理等業務を通じた地域社会に貢献する事業
- 九 事故又は災害を防止し、人命及び財産の安全の確保等を目的とした官公庁等からの受託業務
- 十 官公庁及び建築関係団体との連絡協調
- 十一 会員建築士事務所及び所属する建築士等の福利厚生の上昇に資する事業
- 十二 前各号に関する図書並びに印刷物等の刊行及び頒布、資料の収集並びに配布
- 十三 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

- 一 正会員 建築士法に基づき滋賀県知事の登録を受けた建築士事務所の開設者で本会に入会したもの。または、開設者がその建築士事務所に所属する建築士の中から指名した者。
 - 二 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人または団体
- 2 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、入会金を添えて申し込まなければならない。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。
- 3 第1項に規定する入会申し込みがあったときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

(入会金)

第7条 本会の入会金は総会において別に定める。

(会費の納入)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会員は、その年度の会費を、事業年度の初めに納入するものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。

- 一 本会の定款その他の規則に違反したとき。
 - 二 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき。
 - 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名を行おうとする総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 第1項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。
- 一 退会したとき。
 - 二 建築士事務所を廃業又は解散したとき。
 - 三 建築士事務所の登録を取り消されたとき。
 - 四 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - 五 正当な理由なく会費を2年以上滞納し、かつ、催促に応じないとき。
 - 六 除名されたとき。

(懲戒)

- 第12条 会員が本会の定款その他の規則に違反したときは、理事会の決議を経て懲戒することができる。
- 2 懲戒は次の3種類とする。
 - (1) 退会勧告
 - (2) 会員権利の停止
 - (3) 戒告
 - 3 会員を懲戒しようとするときは、その会員に対し理事会において文書又は口頭にて十分な弁明の機会をあたえなければならない。

(正会員の責務)

- 第13条 正会員は、名称、所在地等この会に届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに届出なければならない。
- 2 第4条第1項第二号に掲げる事業に関して、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求められた正会員は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
 - 3 正会員は、この定款及び「正会員倫理規程」に定める理念と規範に則って行動し、本会が目的達成のために実施する事業に積極的に参加するよう努めなければならない。

(拠出金品の不返還)

- 第14条 会員は、既に納入した入会金、会費、その他の拠出金品の返還を求められない。

第3章 総会

(構成)

- 第15条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(種別)

- 第16条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 前項の定時総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(権限)

- 第17条 総会は、次の事項を決議する。
- 一 役員を選任及び解任
 - 二 役員報酬等の支給の基準
 - 三 定款の変更
 - 四 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - 五 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
 - 六 会員の除名
 - 七 解散及び残余財産の処分
 - 八 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、総会においては、第19条第4項の書面に記載した目的である事項以外は、決議することができない。

(開催)

- 第18条 定時総会は、毎年1回、事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- 一 理事会が必要と認めたとき。
 - 二 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、総会の目的である事項を示して、会長に対し、総会の招集の請求があったとき。

(招集)

- 第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- 2 前項の理事会の決議を要する事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 総会の日時及び場所
 - 二 総会の目的である事項があるときは、その事項
 - 三 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - 四 総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - 五 前各号に掲げるもののほか、法令で定める事項
- 3 会長は、前条第2項第二号の規定による請求があったときは、会長は、遅滞なく、その請求のあった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知を発しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項があるときは、その事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、総会の日から1週間前までに、正会員に対してその通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までにその通知を発しなければならない。

(議長)

- 第20条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第21条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第22条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第23条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1)会員の除名
- (2)監事の解任
- (3)定款の変更
- (4)解散
- (5)その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第24条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、総会日時の直前の業務時間の終了時までに書面又は電磁的記録をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合における第21条及び第23条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその総会において選出された議事録署名人2名以上が、記名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員の種類別)

第26条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名以内
 - (3) 専務理事 1名
 - (4) 常務理事 1名
 - (5) 理事 (会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む)
20名以上 33名以内
 - (6) 監事 3名以上 4名以内
- 2 会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第27条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 専務理事及び常務理事はそのいずれかを空席とすることができる。
 - 4 理事及び監事は相互に兼ねることができない。
 - 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本会の業務の執行を決定する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、その業務執行に係る職務を代行する。
 - 4 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
 - 5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

- 第30条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 役員は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第31条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

- 第32条 役員に対して、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることが出来る。

(取引の制限)

- 第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。
- 一 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - 二 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - 三 本会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

- 第34条 本会は、一般社団・財団法人法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般社団・財団法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(名誉会長等)

- 第35条 本会に、名誉会長及び顧問 8名以内を置くことができる。
- 2 名誉会長は、総会において任期を定めた上で選任する。
 - 3 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
 - 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長等の職務)

- 第36条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

- 第37条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第38条 理事会は、次の職務を行う。
- 一 本会の業務執行の決定
 - 二 理事の職務の執行の監督
 - 三 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
 - 四 その他法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

- 第39条 理事会は、会長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。
- 2 前項本文の場合において、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副会長が理事会を招集する。
 - 3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

- 第40条 理事会の議長は会長又は副会長がこれにあたる。

(定足数)

- 第41条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

(決議)

- 第42条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第28条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

- 第46条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第47条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第48条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1)事業報告
 - (2)事業報告の附属明細書
 - (3)貸借対照表
 - (4)正味財産増減計算書
 - (5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 本会は、法令で定めるところにより、定時総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

(公益目的支出計画実施報告書)

- 第49条 会長は、毎事業年度、法令で定めるところにより公益目的支出計画実施報告書を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会にその内容を報告しなければならない。

(剰余金の分配)

- 第50条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 部会・委員会及び支部

(部会・委員会及び支部)

- 第51条 本会は、理事会の決議を得て、会員種別、専門部門別ごとに部会を設け、部会活動を行うことができる。
- 2 本会は、理事会の決議を得て、専門事項を調査研究又は審議するために、委員会を置くことができる。
 - 3 本会は、理事会の決議を得て地域的に支部を置くことができる。
 - 4 部会・委員会及び支部の設置並びに組織運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、別に定める。

第8章 事務局

- 第52条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

第9章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第53条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条、第4条第1項第一号から第三号、第5条第1項第一号及び第6条第3項の定めは、建築士法第27条の2及び第27条の3の改正がない限りこれを変更することができない。

(解散)

第54条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第55条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第56条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

第57条 この定款の施行に関し、必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、伊藤 定雄 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。